

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社山軌建設	代表者氏名	代表取締役 山脇 一成
主たる営業所の所在地	静岡県富士市大野字大野北 41		
許可番号	静岡県知事許可 (般-03) 第 28897 号	許可を受けている 建設業の種類	と

2 処分に関する事項

処分年月日	令和 5 年 3 月 3 日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 1 項第 3 号		

処分の内容

建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 社内及び施工現場における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。）を速やかに文書により報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

株式会社山軌建設及び同社代表者は、富士市内の工事現場で、同社の従業員が従事中に傷害を負って休業したにも関わらず、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出せず、もって遅滞なく法令で定める報告をしなかった。

この件について、富士簡易裁判所は令和 4 年 12 月 7 日に同社及び同社代表者に対し、それぞれ労働安全衛生法違反に基づき罰金 20 万円の略式命令を行い、これが確定した。

このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 3 号に該当するものと認められる。

その他参考となる事項